

滑川市創業支援事業

— 創業支援事業とは —

地域の創業を促進するため、市町村が民間事業者と連携して創業支援を行う取組みに対し国が支援するもので、地域における創業者を支援し、開業率の向上、地域の活性化を目的としたものです。

滑川市では、滑川商工会議所や市内金融機関などの創業支援事業者が連携し、それぞれの専門性を活かして創業希望者を支援します。



国の創業支援制度

この制度を活用するには、滑川市が発行する「特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書」が必要です。

1 登録免許税の軽減

会社を設立する際、法務局での登記に必要な登録免許税が軽減されます。

株式会社又は合同会社 資本金の 0.7% → 0.35%

最低税額の場合

株式会社設立 15万円 → 7.5万円

合同会社設立 6万円 → 3万円

合名会社又は合資会社 6万円/件 → 3万円/件

2 信用保証枠の拡大

信用保証協会による創業関連保証の特例が早く利用できます。

創業2ヶ月前 → 創業6ヶ月前

3 新創業融資制度の要件特例

日本政策金融公庫の新創業融資制度において、「創業資金総額の1/10以上の自己資金を有する者」という自己資金要件を満たしたものとみなされます。

4 新規開業資金の貸付利率を引き下げ

日本政策金融公庫の新規開業資金において、貸付利率が基準金利から0.4%低減されます。

滑川市の創業支援制度

個人事業主にあつては滑川市に居住していること、法人にあつては市内に事業所を設置する必要があります。

① 創業融資保証料補助金

市内で創業される方が、市内金融機関で融資を受ける際の、富山県信用保証協会への保証料の一部を助成します。

助成額

創業融資の保証料の3/5（上限額 50,000 円）

※ 1 事業者 1 回限り

② 新規創業奨励金

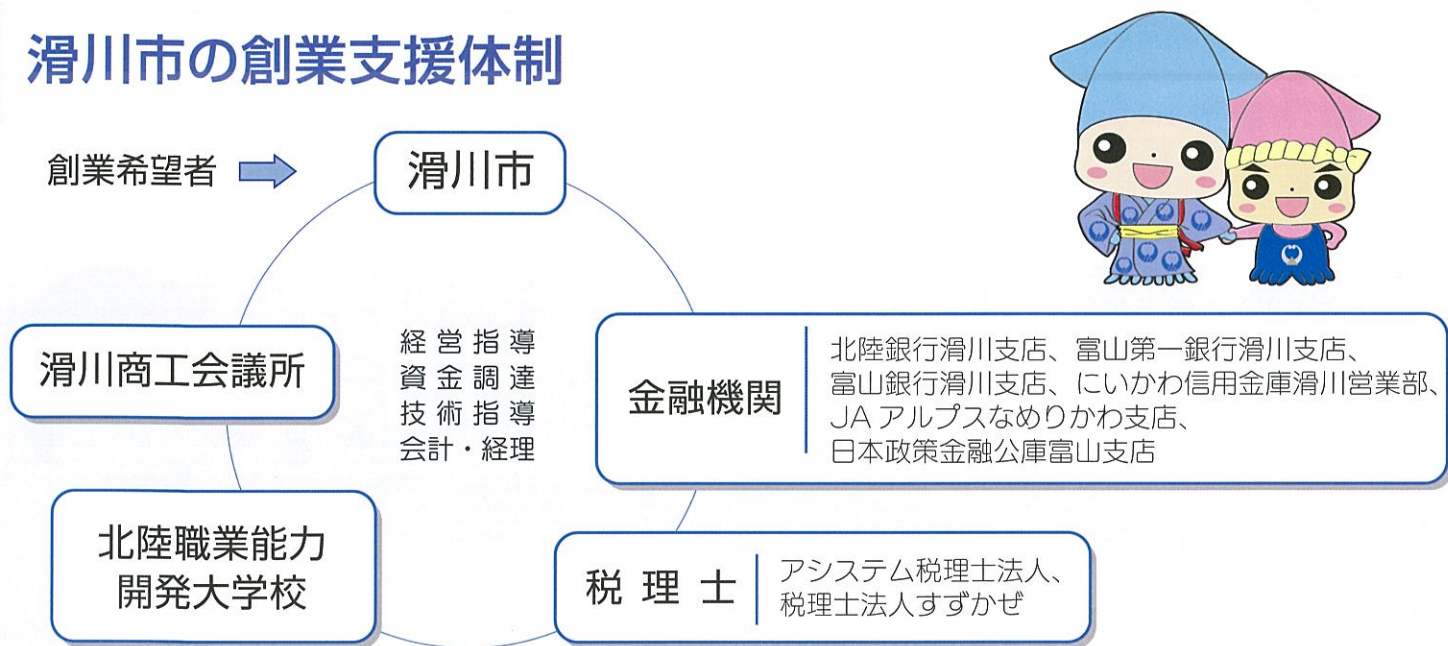
市内での創業に際し、奨励金を交付します。

交付額 200,000 円（※ 1 事業者 1 回限り）

対象者 滑川市創業支援事業計画の「特定創業支援事業」による支援を受け創業を行う方

※市街地空き地空き家活用支援事業補助金との併用はできません。

滑川市の創業支援体制



創業支援制度ご利用までの流れ

Step 1 滑川市又は創業支援事業者にて相談、「滑川市創業支援カルテ」を記入してください

創業に向けて、支援にかかわる創業支援事業者（滑川商工会議所、市内金融機関、日本政策金融公庫、税理士法人）が連携を行うため、基本情報のご記入にご協力ください。

Step 2 特定創業支援事業を受け、創業に関する知識を身に付ける

国に認定された「滑川市創業支援事業計画」の中で定めた「特定創業支援事業」を1ヶ月以上の期間に4回以上受け「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの知識を習得する必要があります。

【創業スクール等】

創業支援事業者である税理士法人が開講する創業スクール等を受講する。

【事業計画策定支援】

滑川商工会議所などの創業支援事業者と事業計画を策定し、その中で創業に関する知識を身に付ける。

Step 3 滑川市へ証明書の発行申請を行う

滑川市が「特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書」を発行します。発行に際しては、指定の申請書に必要事項を記入し、滑川市商工水産課へ申請してください。

Step 4 各種支援制度を活用

お問い合わせ

■ 滑川市商工水産課

滑川市寺家町 104
TEL : 076-475-2111 (内線 342)

■ 滑川商工会議所

滑川市田中町 132
TEL : 076-475-0321



お気軽にご連絡ください!!